

令和3年度松山市一般会計補正予算（第15号）の 専決処分について

1. 補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国は、その影響を受けている子育て世帯に、18歳以下の児童1人10万円相当の臨時特別の給付を行うこととした。本市では、「子育て世帯への臨時特別給付金」のうち、先行給付の5万円について、12月23日からの給付に向けて準備を進めている。

今回の補正予算では、残り5万円分についても現金による対応も可能とする方針が国から示されたため、先に予算化した5万円の臨時特別給付金とあわせて現金で10万円を一括給付する。

また、養育者がいないため、臨時特別給付金の対象とならない16歳から18歳年度末までの児童にも、松山市独自で1人10万円を給付する。

2. 事業内容

○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 3,823,170千円

(給付金：38億1,650万円 事務費：667万円)

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付金）

- ・対象児童 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童
- ・給付対象者
 - ①令和3年9月分の児童手当（※特例給付除く）の給付を受けた世帯
 - ②令和3年9月30日時点で高校生（※）を養育し、①と同等の所得の世帯
(①に該当するものを除く)
 - ③令和4年3月31日までに出生し、児童手当（※特例給付除く）の給付対象となる世帯
- ※特例給付…児童手当の所得制限限度額以上の方
[扶養親族3人(配偶者、児童2人)の場合：年収960万円等]
- ※高校生…平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた児童
(配偶者を有する者を除く)
- ・給付世帯数 ①②③合わせて、約4万4,900世帯（児童数 約7万6,300人）
- ・追加給付額 児童1人当たり5万円
- ・申請の有無 ①③は申請不要 ②は原則申請必要
- ・給付日 ①は 12月23日（木）に給付を予定（公務員を除く）
②は申請受付後、12月27日（月）から給付開始予定
③は児童手当の申請受付後、順次給付

(2) 養育者のいない児童への応援金【市独自】

- ・対象児童 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童
- ・給付対象者 養育者がいないため、臨時特別給付金の対象とならない児童
- ・給付世帯数 15世帯（児童数 15人）
- ・給付額 児童1人当たり10万円
- ・申請の有無 申請必要
- ・給付日 申請受付後、順次給付

3. 補正予算の総額

(単位：千円)

区 分	補 正 額	累 計	対前年度同期伸率
一般会計	3,823,170	229,826,809	△10.09%
特別会計	—	142,572,052	4.55%
企業会計	—	47,687,200	△1.70%
計	3,823,170	420,086,061	△4.63%
公債管理特別会計	—	17,014,000	0.49%
合 計	3,823,170	437,100,061	△4.44%

※補正予算の財源 全額国庫支出金

※国庫支出金のうち1,500千円は、市単独の地方創生臨時交付金を充当